

東京都感染症発生動向調査事業実施要綱新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>第1～4（現行のとおり）</p> <p>第5 事業の実施</p> <p>1 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症（別表1の75、85及び86に掲げるもの）、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症（別表1の新型コロナウイルス感染症を除く）</p> <p>（1）調査単位及び実施方法</p> <p>ア 診断した医師</p> <p>一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症（別表1の75、85及び86に掲げるもの）、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について」（平成18年3月8日付健感発第0308001号厚生労働省健康局結核感染症課長通知、令和2年10月2日最終改正。以下「届出基準」という。）に基づき診断した場合は、本要綱の別記様式8から9、及び11から75を用いて、直ちに最寄りの保健所に届出を行う。</p> <p>イ（現行のとおり）</p> <p>ウ 保健所</p> <p>（ア）届出を受けた保健所は、直ちに感染症発生動向調査システムに届出内容を入力するものとする。</p> <p>また、保健所は、病原体検査が必要と判断した場合は、検体等を所持している医療機関等に対して、病原体検査のための検体等の提供について依頼等するものとする。なお、病原体検査の必要性の判断及び実施等について、必要に応じて福祉保健局感染症対策部防疫・情報管理課及び健康安全研究センターと協議する。</p> <p>（イ）～（ウ）（現行のとおり）</p>	<p>第1～4（略）</p> <p>第5 事業の実施</p> <p>1 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症（別表1の75、85及び86に掲げるもの）、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症（別表1の新型コロナウイルス感染症を除く）</p> <p>（1）調査単位及び実施方法</p> <p>ア 診断した医師</p> <p>一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症（別表1の75、85及び86に掲げるもの）、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について」（平成18年3月8日付健感発第0308001号厚生労働省健康局結核感染症課長通知、令和2年6月25日最終改正。以下「届出基準」という。）に基づき診断した場合は、本要綱の別記様式8から9、及び11から75を用いて、直ちに最寄りの保健所に届出を行う。</p> <p>イ（略）</p> <p>ウ 保健所</p> <p>（ア）届出を受けた保健所は、直ちに感染症発生動向調査システムに届出内容を入力するものとする。</p> <p>また、保健所は、病原体検査が必要と判断した場合は、検体等を所持している医療機関等に対して、病原体検査のための検体等の提供について依頼等するものとする。なお、病原体検査の必要性の判断及び実施等について、必要に応じて福祉保健局健康安全部感染症対策課及び健康安全研究センターと協議する。</p> <p>（イ）～（ウ）（略）</p>

エ 健康安全研究センター

(ア) (現行のとおり)

(イ) 健康安全研究センターは、検体等が送付された場合にあつては、病原体検査要領に基づき当該検体等を検査し、その結果を保健所を経由して診断した医師に通知するとともに、保健所、福祉保健局感染症対策部防疫・情報管理課に送付する。また、病原体情報について、速やかに中央感染症情報センターに報告する。

(ウ) (現行のとおり)

(エ) 健康安全研究センターは、患者が一類感染症と診断されている場合（疑いを含む。）又は東京都域を越えた感染症の集団発生があつた場合等の緊急の場合及び国から求められた場合にあつては、福祉保健局感染症対策部防疫・情報管理課等と協議の上、検体等を国立感染症研究所に送付する。

(オ) (現行のとおり)

2 新型コロナウイルス感染症

(1) 調査単位及び実施方法

ア～イ (現行のとおり)

ウ 保健所

(ア) 届出を受けた保健所は、直ちに届出内容の確認を行うとともに、診断した医師の医療機関にHER-SYSの入力環境がない場合には、当該届出内容をHER-SYSに入力するものとする。ただし、HER-SYSの入力環境が整うまでの間は、感染症発生動向調査システムに入力するものとする。また、保健所は、病原体検査が必要と判断した場合には、検体等を所持している医療機関等に対して、病原体検査のための検体等の提供について依頼等するものとする。なお、病原体検査の必要性の判断及び実施等について、必要に応じて福祉保健局感染症対策部防疫・情報管理課及び健康安全研究センターと協議する。

(イ)～(ウ) (現行のとおり)

エ 健康安全研究センター

(ア) (略)

(イ) 健康安全研究センターは、検体等が送付された場合にあつては、病原体検査要領に基づき当該検体等を検査し、その結果を保健所を経由して診断した医師に通知するとともに、保健所、福祉保健局健康安全部感染症対策課に送付する。また、病原体情報について、速やかに中央感染症情報センターに報告する。

(ウ) (略)

(エ) 健康安全研究センターは、患者が一類感染症と診断されている場合（疑いを含む。）又は東京都域を越えた感染症の集団発生があつた場合等の緊急の場合及び国から求められた場合にあつては、福祉保健局健康安全部感染症対策課等と協議の上、検体等を国立感染症研究所に送付する。

(オ) (略)

2 新型コロナウイルス感染症

(1) 調査単位及び実施方法

ア～イ (略)

ウ 保健所

(ア) 届出を受けた保健所は、直ちに届出内容の確認を行うとともに、診断した医師の医療機関にHER-SYSの入力環境がない場合には、当該届出内容をHER-SYSに入力するものとする。ただし、HER-SYSの入力環境が整うまでの間は、感染症発生動向調査システムに入力するものとする。また、保健所は、病原体検査が必要と判断した場合には、検体等を所持している医療機関等に対して、病原体検査のための検体等の提供について依頼等するものとする。なお、病原体検査の必要性の判断及び実施等について、必要に応じて福祉保健局健康安全部感染症対策課及び健康安全研究センターと協議する。

(イ)～(ウ) (略)

エ 健康安全研究センター

(ア) (現行のとおり)

(イ) 健康安全研究センター検体等が送付された場合にあつては、病原体検査要領に基づき当該検体等を検査し、その結果を保健所を経由して診断した医師に通知するとともに、保健所、福祉保健局感染症対策部防疫・情報管理課に送付する。また、病原体情報について、速やかに中央感染症情報センターに報告する。

(ウ)～(エ) (現行のとおり)

オ 福祉保健局感染症対策部防疫・情報管理課

福祉保健局感染症対策部防疫・情報管理課は、保健所等がHER-SYS及び感染症発生動向調査システムに入力した情報、健康安全研究センターが収集、分析した患者情報及び病原体情報を感染症対策に利用し、関係機関との連携・調整を行う。なお、緊急の場合及び国から対応を求められた場合においては、福祉保健局感染症対策部防疫・情報管理課は、直接必要な情報を収集するとともに、国及び他の都道府県等とも連携の上、迅速な対応を行う。

カ (現行のとおり)

3 全数把握対象の五類感染症(別表1の75、85及び86に掲げるものを除く。)

(1) 調査単位及び実施方法

ア～イ (現行のとおり)

ウ 保健所

(ア) 届出を受けた保健所は、直ちに感染症発生動向調査システムに届出内容を入力するものとする。

また、保健所は、病原体検査が必要と判断した場合は、検体等を所持している医療機関等に対して、病原体検査のための検体等の提供について依頼するものとする。なお、病原体検査の必要性の判断及び実施等について、必要に応じて福祉保健局感染症対策部防疫・情報管理課及び健康安全研究センターと協議する。

エ 健康安全研究センター

(ア) (略)

(イ) 健康安全研究センター検体等が送付された場合にあつては、病原体検査要領に基づき当該検体等を検査し、その結果を保健所を経由して診断した医師に通知するとともに、保健所、福祉保健局健康安全部感染症対策課に送付する。また、病原体情報について、速やかに中央感染症情報センターに報告する。

(ウ)～(エ) (略)

オ 福祉保健局健康安全部感染症対策課

福祉保健局健康安全部感染症対策課は、保健所等がHER-SYS及び感染症発生動向調査システムに入力した情報、健康安全研究センターが収集、分析した患者情報及び病原体情報を感染症対策に利用し、関係機関との連携・調整を行う。なお、緊急の場合及び国から対応を求められた場合においては、福祉保健局健康安全部感染症対策課は、直接必要な情報を収集するとともに、国及び他の都道府県等とも連携の上、迅速な対応を行う。

カ (略)

3 全数把握対象の五類感染症(別表1の75、85及び86に掲げるものを除く。)

(1) 調査単位及び実施方法

ア～イ (略)

ウ 保健所

(ア) 届出を受けた保健所は、直ちに感染症発生動向調査システムに届出内容を入力するものとする。

また、保健所は、病原体検査が必要と判断した場合は、検体等を所持している医療機関等に対して、病原体検査のための検体等の提供について依頼するものとする。なお、病原体検査の必要性の判断及び実施等について、必要に応じて福祉保健局健康安全部感染症対策課及び健康安全研究センターと協議する。

(イ)～(ウ) (現行のとおり)

エ 健康安全研究センター

(ア) (現行のとおり)

(イ) 健康安全研究センターは、検体等が送付された場合にあつては、病原体検査要領に基づき当該検体等を検査し、その結果を保健所を經由して診断した医師に通知するとともに、保健所、福祉保健局感染症対策部防疫・情報管理課に送付する。また、病原体情報について、速やかに中央感染症情報センターに報告する。

(ウ) (現行のとおり)

(エ) 健康安全研究センターは、東京都域を越えた感染症の集団発生があつた場合等の緊急の場合及び国から提出を求められた場合にあつては、福祉保健局感染症対策部防疫・情報管理課等と協議の上、検体等を国立感染症研究所に送付する。

(オ) (現行のとおり)

4 定点把握対象の五類感染症

(1)～(3) (現行のとおり)

(4) 実施方法

ア～ウ 患者定点 (現行のとおり)

エ 保健所

(ア) 保健所は、患者定点から得られた患者情報が週単位の場合は調査対象の週の翌週の火曜日までに、月単位の場合は調査対象月の翌月の3日までに、感染症発生動向調査システムに入力するものとし、併せて、対象感染症についての集団発生その他特記すべき情報については、福祉保健局感染症対策部防疫・情報管理課及び健康安全研究センターに報告する。

また、保健所は、病原体検査が必要と判断した場合は、検体等を所持している医療機関等に対して、病原体検査のための検体等の提供について依頼するものとする。なお、病原体検査の必要性の判断及び実施等について、必要に応じて福祉保健局感染症対策部防疫・情報管理課及び健康安全研究

(イ)～(ウ) (略)

エ 健康安全研究センター

(ア) (略)

(イ) 健康安全研究センターは、検体等が送付された場合にあつては、病原体検査要領に基づき当該検体等を検査し、その結果を保健所を經由して診断した医師に通知するとともに、保健所、福祉保健局健康安全部感染症対策課に送付する。また、病原体情報について、速やかに中央感染症情報センターに報告する。

(ウ) (略)

(エ) 健康安全研究センターは、東京都域を越えた感染症の集団発生があつた場合等の緊急の場合及び国から提出を求められた場合にあつては、福祉保健局健康安全部感染症対策課等と協議の上、検体等を国立感染症研究所に送付する。

(オ) (略)

4 定点把握対象の五類感染症

(1)～(3) (略)

(4) 実施方法

ア～ウ 患者定点 (略)

エ 保健所

(ア) 保健所は、患者定点から得られた患者情報が週単位の場合は調査対象の週の翌週の火曜日までに、月単位の場合は調査対象月の翌月の3日までに、感染症発生動向調査システムに入力するものとし、併せて、対象感染症についての集団発生その他特記すべき情報については、福祉保健局健康安全部感染症対策課及び健康安全研究センターに報告する。

また、保健所は、病原体検査が必要と判断した場合は、検体等を所持している医療機関等に対して、病原体検査のための検体等の提供について依頼するものとする。なお、病原体検査の必要性の判断及び実施等について、必要に応じて福祉保健局健康安全部感染症対策課及び健康安全研究セン

センターと協議する。

(イ)～(ウ) (現行のとおり)

オ 健康安全研究センター

(ア) (現行のとおり)

(イ) 健康安全研究センターは、別記様式1の検査票及び検体又は病原体情報が送付された場合にあっては、当該検体を検査し、その結果を保健所を経由して診断した医師に通知するとともに、別記様式1により保健所、福祉保健局感染症対策部防疫・情報管理課に送付する。また、病原体情報について、速やかに中央感染症情報センターに報告する。

(ウ) (現行のとおり)

(エ) 健康安全研究センターは、東京都域を越えた感染症の集団発生があった場合等の緊急の場合及び国から提出を求められた場合にあっては、福祉保健局感染症対策部防疫・情報管理課等と協議の上、検体等を国立感染症研究所に送付する。

(オ) (現行のとおり)

5 法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症

(1)～(3) (現行のとおり)

(4) 実施方法

ア (現行のとおり)

イ 保健所

(ア) 保健所は、疑似症定点から得られた疑似症情報を、随時福祉保健局感染症対策部防疫・情報管理課に報告する。

また、対象疑似症についての集団発生その他特記すべき情報については、福祉保健局感染症対策部防疫・情報管理課及び健康安全研究センターに報告する。

(イ) (現行のとおり)

ウ 福祉保健局感染症対策部防疫・情報管理課

福祉保健局感染症対策部防疫・情報管理課は保健所から得られた疑似症

ターと協議する。

(イ)～(ウ) (略)

オ 健康安全研究センター

(ア) (略)

(イ) 健康安全研究センターは、別記様式1の検査票及び検体又は病原体情報が送付された場合にあっては、当該検体を検査し、その結果を保健所を経由して診断した医師に通知するとともに、別記様式1により保健所、福祉保健局健康安全部感染症対策課に送付する。また、病原体情報について、速やかに中央感染症情報センターに報告する。

(ウ) (略)

(エ) 健康安全研究センターは、東京都域を越えた感染症の集団発生があった場合等の緊急の場合及び国から提出を求められた場合にあっては、福祉保健局健康安全部感染症対策課等と協議の上、検体等を国立感染症研究所に送付する。

(オ) (略)

5 法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症

(1)～(3) (略)

(4) 実施方法

ア (略)

イ 保健所

(ア) 保健所は、疑似症定点から得られた疑似症情報を、随時福祉保健局健康安全部感染症対策課に報告する。

また、対象疑似症についての集団発生その他特記すべき情報については、福祉保健局健康安全部感染症対策課及び健康安全研究センターに報告する。

(イ) (略)

ウ 福祉保健局健康安全部感染症対策課

福祉保健局健康安全部感染症対策課は保健所から得られた疑似症情報

情報を健康安全研究センターに報告する。

エ (現行のとおり)

6～7 (現行のとおり)

附 則

(現行のとおり)

附 則

この実施要綱は、令和2年10月2日から施行する。

別表1～3 (現行のとおり)

別記様式一覧 (現行のとおり)

別記様式1～74 (現行のとおり)

を健康安全研究センターに報告する。

エ (略)

6～7 (略)

附 則

(略)

別表1～3 (略)

別記様式一覧 (略)

別記様式1～74 (略)

別記様式 7 5

別記様式 7 5

新型コロナウイルス感染症 発生届

都道府県知事（保健所設置市長・特別区長） 殿

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 1 2 条第 1 項（同条第 6 項において準用する場合を含む。）の規定により、以下のとおり届け出る。

報告年月日 令和 年 月 日

医師の氏名 印 (署名又は記名押印のこと)

従事する病院・診療所の名称

上記病院・診療所の所在地(※)

電話番号(※) () - ()

(※病院・診療所に従事していない医師にあっては、その住所・電話番号を記載)

Table with 6 columns: 1 診断(検査)した者(死体)の類型, 2 当該者氏名, 3 性別, 4 生年月日, 5 診断時の年齢(0歳は月齢), 6 当該者職業, 7 当該者住所, 8 当該者所在地, 9 保護者氏名, 10 保護者住所 (9、10は患者が未成年の場合のみ記入), 電話() -

Table with 2 columns: 11 症状, 12 診断方法, 18 感染原因・感染経路・感染地域, 19 その他感染症のまん延の防止及び当該者の医療のために医師が必要と認める事項. Includes detailed medical and diagnostic information.

この届出は診断後直ちに行ってください

(1, 3, 11, 12, 18 欄は該当する番号等を○で囲み、4, 5, 13 から 17 欄は年齢、年月日を記入すること。 (※)欄は、死亡者を検査した場合のみ記入すること。(※)欄は、患者(確定例)を診断した場合のみ記入すること。 11, 12 欄は、該当するものすべてを記載すること。)

以下の項目は、海外由来感染症の迅速な対応に役立てるため、感染症法第 15 条に基づく積極的疫学調査の一環として情報提供を求めるものです。患者の協力が得られた場合には御記入願います。 日本国内での滞在期間：長期滞在、一時滞在(帰国予定 年 月 日)

別記様式 7 5

別記様式 7 5

新型コロナウイルス感染症 発生届

都道府県知事（保健所設置市長・特別区長） 殿

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 1 2 条第 1 項（同条第 6 項において準用する場合を含む。）の規定により、以下のとおり届け出る。

報告年月日 令和 年 月 日

医師の氏名 印 (署名又は記名押印のこと)

従事する病院・診療所の名称

上記病院・診療所の所在地(※)

電話番号(※) () - ()

(※病院・診療所に従事していない医師にあっては、その住所・電話番号を記載)

Table with 6 columns: 1 診断(検査)した者(死体)の類型, 2 当該者氏名, 3 性別, 4 生年月日, 5 診断時の年齢(0歳は月齢), 6 当該者職業, 7 当該者住所, 8 当該者所在地, 9 保護者氏名, 10 保護者住所 (9、10は患者が未成年の場合のみ記入), 電話() -

Table with 2 columns: 11 症状, 12 診断方法, 18 感染原因・感染経路・感染地域, 19 その他感染症のまん延の防止及び当該者の医療のために医師が必要と認める事項. Includes detailed medical and diagnostic information.

この届出は診断後直ちに行ってください

(1, 3, 11, 12, 18 欄は該当する番号等を○で囲み、4, 5, 13 から 17 欄は年齢、年月日を記入すること。 (※)欄は、死亡者を検査した場合のみ記入すること。(※)欄は、患者(確定例)を診断した場合のみ記入すること。 11, 12 欄は、該当するものすべてを記載すること。)

以下の項目は、海外由来感染症の迅速な対応に役立てるため、感染症法第 15 条に基づく積極的疫学調査の一環として情報提供を求めるものです。患者の協力が得られた場合には御記入願います。 日本国内での滞在期間：長期滞在、一時滞在(帰国予定 年 月 日)